

介護保険のお知らせ

No.19 4月25日 平成29年(2017年)

健康寿命5年延伸プロジェクト、スタート!

いつまでも住み慣れた立川市で、元気に暮らし続けていくために、市は平成29年度から健康寿命5年延伸への取り組みを行います。

健康寿命を延ばすためには、「定期的な運動習慣」がとても重要と言われています。

市は、健康体操を通じて介護予防・健康増進、そして地域の仲間づくりのお手伝いをします。

運動をしていない方は、これを機会にぜひ体操をはじめてみませんか?

市の取り組み

高齢者が、ラジオ体操とスローテンポで行う健康体操を組み合わせ、仲間同士で気軽にできる体操の普及を進めます。



協力：健康体操応援リーダーのみなさん

地域体操クラブ

スローテンポの音楽に合わせて行うトレーニングで、上半身、下半身、お口を動かす体操です。

初めて体操をされる方向けです。

- ▶参加費＝1回あたり250円の月会費 ▶期間＝5月から7月の3か月間 ▶講師＝東京都理学療法士協会立川支部の理学療法士等 ▶参加対象者＝65歳以上の市民で、過去に地域体操クラブを受講しておらず、地域健康づくりグループ支援事業を同時に利用していない方 ▶体操の会場＝下記の通り ▶体操時間＝約90分

曜日	時間	会場	会場所在地
月	午前9時30分～	柴崎会館	柴崎町1-16-3
月	午後2時30分～	そばの家S立川	高松町3-10-1
火	午後2時～	コープみらい弁天通り店	国分寺市西町4-26-2
水	午前9時30分～	エクセレント立川プレミア	上砂町5-61-1
水	午後2時～	木下の介護リアンレーヴ立川	柏町2-12-6
木	午後2時～	ココファン立川	錦町3-8-22

※会場では受付していません。申し込み、問い合わせは下記の通り

健康体操応援プログラム

「自分たちで体操をしたいけど、どんな体操をしていいかわからない」という方たち向けに行う健康体操の支援事業です。

●対象者 65歳以上の市民が3人以上いるグループで、かつ、週1回を3か月以上体操に取り組むグループ、地域健康づくりグループ支援事業を同時に利用していないこと。

●利用方法 活動メンバー、日時が決まり、活動場所の確保ができましたら、代表の方が高齢福祉課に申し込んでください。

特典① 市が推奨する体操のDVDと図解を差し上げます。

特典② 開始1か月間は指導者等を派遣し、体操のアドバイスをします。

特典③ 初回と3か月後に、市から保健師を派遣し、体力測定をします。

特典④ この事業に参加すると健康と仲間が得られます。

※費用は無料です。

☎高齢福祉課介護予防推進係 ☎(523)2111・内線1471

今から仲間づくりの種まきをして
おかねばと感じています。

今市市長職の使命感が後押しして
続けていられますが、この使命感が
なくなった時は励ましあえる仲間の
力を借りないと挫折は必至でしょう
ね。

立川市長 清水庄平

健康づくり

私が日々心がけている健康づくりは二つあります。

一つ目は言わずと知れた「食事」です。中心は米と味噌汁、野菜を使ったおかずで、肉、魚等なんでも食べます。昼食は原則妻の作る弁当が定番で、夕食は炭水化物抜き。これで年間通じて67キロの体重を保っています。

二つ目は「運動」することです。10年前、市長の職に就いて3か月余り過ぎた頃、庁舎の階段を上って市長室に着いた時、呼吸が乱れていることに気づき愕然としたことがきっかけで運動をはじめました。

5時に起床して4キロを速歩し、柔軟体操、腕立て50回、四股踏み30回、回転バックステップ30メートルを毎朝やっています。超多忙な日常生活の中、これまでスケジュールに大きな穴をあけずにこられたのは、使命感を持って続けているエクササイズのおかげと思っています。

私も、「食事」に気をつけて、忙しくても「運動」を毎日続けています。



介護保険・高齢者のサービスの流れ

利用料の負担と支給限度額

原則1割または2割負担

サービス利用料は9割または8割が介護保険で賄われ、利用者の負担は所得などに応じて1割または2割です。ただし、施設サービスでは1割または2割負担とは別に居住費や食費、日常生活費などが必要です。

支給限度額

在宅で受けるサービス(訪問や通所、短期入所のサービス等で居宅療養管理指導等は除く)では、要介護度ごとに1か月の利用額の上限が定められており、上限を超えた額については10割が自己負担となります。

支給限度額(1か月の目安)

介護予防・生活支援サービス事業対象者		47,000円
要支援	1	50,030円
	2	104,730円
要介護	1	166,920円
	2	196,160円
	3	269,310円
	4	308,060円
	5	360,650円

※高額介護サービス費について

利用者負担額(1割または2割分)の月額が、所得などに応じた区分ごとに設定された上限額を超えた場合には、申請により、その超えた額を高額介護サービス費としてお支払いします。

※利用料の軽減について

収入や資産等が一定基準以下の方で、生活保護を受けていない方が介護保険のサービスを受けた場合、申請により自己負担分を軽減できる場合があります。

被保険者

相談する

立川市(介護保険課・高齢福祉課)、地域包括支援センター、または福祉相談センターへ相談し、目的や希望するサービスを伝えます。

一般介護予防事業への参加を希望
※65歳以上のみ

介護予防・生活支援サービス事業の利用希望
※65歳以上のみ

介護認定が必要なサービスを希望

介護予防アンケート(基本チェックリスト)実施

介護認定申請

非該当の方

希望者

要介護・要支援認定
要介護・要支援状態の審査
+
状態の維持または改善の可能性の審査

非該当

認定

介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援1・2と認定された方

要介護1~5と認定された方

高齢者福祉サービス
一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業
4面

予防給付
居宅サービス
4面

地域密着型サービス
住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として所在地の被保険者のみが利用できるサービス→4面

施設サービス
4面

介護給付
居宅サービス
4面

本人の能力に応じ自立した日常生活を営むためのケアマネジメント

介護給付サービスの利用にあたり、居宅介護支援事業所がケアマネジメントを行います。予防給付居宅サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する際は地域包括支援センターで包括的・継続的に介護予防ケアマネジメントを行います。また、一般介護予防事業、高齢者福祉サービスを利用希望の際も、地域包括支援センターで相談をお受けします。

●第1号被保険者(65歳以上)の方の所得段階別保険料(平成27年度~平成29年度)

所得段階	区分	料率	年額(円)
第1段階	▷世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等(※)が80万円以下等 ▷住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者▷生活保護被保護者▷中国残留邦人等の支援給付受給者	0.42	29,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等(※)が80万円超で120万円以下等	0.60	42,300
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等(※)が120万円超等	0.66	46,500
第4段階	本人が住民税非課税で年金収入等(※)が80万円以下等(世帯に住民税課税者がいる)	0.83	58,500
第5段階	本人が住民税非課税で年金収入等(※)が80万円超等(世帯に住民税課税者がいる)	1.00	70,500
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満等	1.15	81,100
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上で190万円未満等	1.28	90,300
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上で290万円未満等	1.50	105,800
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上で400万円未満等	1.62	114,300
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上で600万円未満等	1.88	132,600
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上で800万円未満等	2.16	152,400
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満等	2.30	162,200
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満等	2.45	172,800
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	2.60	183,400

※年金収入等 合計所得金額と課税年金収入額を合わせたものをいいます。

表をご覧ください。

市が定めた基準額に、所得段階に応じた割合を乗じて決定します。基準額は、市が3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて定められ、介護保険事業に必要な費用のうち、22%を65歳以上の人口で割ることにより算出しています。そのため、保険料の額は市町村によって異なります。保険料については左

●40歳以上64歳以下の方 申請をして要支援・要介護認定を受けた方に交付します。

●65歳以上の方 全員の方に交付。65歳になる方は誕生月の初めに郵送します。

●介護保険の被保険者証

65歳以上の方
(第1号被保険者)

介護保険料

40歳以上64歳以下で
医療保険に加入している方
(第2号被保険者)

加入している医療保険の算出方式によって保険料が異なります。健康保険の医療分と介護分を一括して、それぞれの医療保険の保険者に納付します。

認知症に関する事業

高齢化に伴い、認知症高齢者の方の増加が予想されています。認知症は誰でもかかる可能性がある病気です。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市では予防教室や、サポーター養成講座などの事業を実施しております。

① **認知症予防教室** ゲームや軽運動をとおして、「考える」「判断する」能力をトレーニングする教室です。参加費は無料です。募集に関する情報は、随時、「広報たちかわ」でお知らせします。

認知症予防教室日程表

日程	会場	申込開始日
5月2日(火)	立川市役所	受付中
5月15日(月)	柴崎福祉会館	受付中
6月1日(木)	錦学習館	5月10日
7月12日(水)	さかえ会館	6月12日
8月1日(火)	そんぼの家S立川(高松町3-10-1)	7月10日
9月12日(火)	上砂会館	8月10日

② **認知症サポーター養成講座** 「認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いを実現するために、認知症の正しい知識と接する時の心遣いについて学ぶ講座です。

立川市では、平成29年1月末現在で、1万6600人がこの講座を受け、認知症サポーターとなっています。

この「認知症サポーター養成講座」はみなさんの地域・職場で開催することができます。

③ **もの忘れ相談事業** 地域の医療機関への相談受診の初診費用を助成する制度です。

対象は65歳以上の市民の方、利用は原則として年に1回、対象医療機関は市が指定した医療機関、助成対象は、初診費用のみです。(治療やお薬代等は本人負担)

医療機関や必要書類は、高齢福祉課までお問い合わせください。

④ **認知症相談会** 「最近、物忘れがひどくなった気がして心配」、「何度も同じことを聞いてくる」、「探し物が多くなった」等、「ご自身やご家族のことでお悩みの方向けの相談会です。」

毎月1回、午前10時から正午まで、1組40分、事前に予約が必要で、相談員は、認知症疾患医療センター立川病院の相談員です。会場と開催日は左表の通りです。

認知症相談会日程表

日程	会場
平成29年 4月26日(水)	立川市役所
5月24日(水)	柴崎福祉会館
6月28日(水)	子ども未来センター
7月26日(水)	さかえ会館
8月23日(水)	曙福祉会館
9月27日(水)	一番福祉会館
10月25日(水)	幸福社会館
11月22日(水)	総合福祉センター
12月20日(水)	子ども未来センター
平成30年 1月24日(水)	若葉会館
2月28日(水)	女性総合センター
3月28日(水)	一番福祉会館

⑤ 認知症簡易チェックシート

認知症は、早期の診断と適切な治療によって病気の進行を遅らせることができる場合があります。早期発見のきっかけに市のホームページに掲載しているチ

ェックサイト (<http://fishbo.windex.net/fachikawa/>) をご覧ください。下2次元コードからアクセス可) をご利用ください。



⑥ 二十三夜サロン(委託事業)

ご家族に認知症の方がいらっしゃる方、認知症かもしれない方が自由に語り合えるサロンです。

⑦ **高齢福祉課介護予防推進係** エロ1ホームズ富士見相談センター ☎042(526)1353

介護予防・生活支援サービス事業

ヘルパーがご自宅に訪問し、家事を中心とした支援やデイサービスを利用することができるサービスです。

対象は、65歳以上の市民の方で、要介護認定で要支援1または要支援2の認定を受けた方、または、市・高齢福祉課の窓口や地域包括支援センター、福祉相談センターの窓口で行う介護予防アンケートの結果、支援が必要と判断された方です。

サービスは、ご本人の状況に応じて、ケアマネジャーが作成するケアプランによって決まります。

サービス費用は、それぞれに設定してある費用の一部が自己負担となります。利用する方の所得に応じて1割または2割等の自己負担となります。 ※これまで介護保険事業として実施してきたデイサービス、ホ

ームヘルプサービスのうち、要支援1および要支援2が、介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。

高齢者福祉サービス

① **火災予防機器購入費助成事業** 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯(日中等独居含む)に対し、火災予防のための機器(自動消火装置・電磁調理器)の購入費を助成します。

② **緊急通報システム事業** 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯(日中等独居含む)で、脳・心臓・呼吸器の慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する方に対し、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったときに、速やかに通報を行う機器を貸与します。

③ **徘徊高齢者家族支援サービス事業** 認知症等により徘徊がみられる高齢者を早期に見出すために、同居で介護しているご家族に徘徊探知機の貸し出しと、探知サービス利用料を助成します。

④ **配食サービス事業** 安否確認が必要な一人暮らしまたは高齢者のみ世帯(日中等独居含む)で、買物・調理ができず、食事の支度に困っている方に対して配食サービスを行います。

⑤ **住宅改修アドバイザー事業** 高齢者が安心して住むことができるように、理学療法士等が相談・助言を行います。

⑥ **自立支援住宅改修給付事業** 介護保険の認定申請をした65歳以上で在宅生活をしている、自

立または虚弱な高齢者に対して、住宅改修費を助成します。

⑦ **自立支援日常生活用具給付事業** 介護保険の認定申請をした65歳以上で在宅生活をしている高齢者に対して、日常生活用具の購入費用を助成します。

⑧ **寝具乾燥消毒事業** 65歳以上で要介護1以上の虚弱高齢者または寝たきりの重度身体障害者のうち、世帯全員が布団を干すことが困難で、世帯全員の市民税が非課税の方に、定期的に訪問し寝具の乾燥消毒を行います。

⑨ **おむつ給付助成事業** 介護保険の認定を受けている65歳以上で在宅生活をしている方が対象。寝たきり状態および認知症状態により判断し、おむつを配達します。

⑩ **高齢者施設入浴サービス事業** 自宅で入浴が困難な在宅の寝たきり高齢者に対し、総合福祉センターにおいて、定期的に機械入浴を提供します。

⑪ **在宅高齢者訪問理美容サービス事業** 介護保険の認定を受けている65歳以上で在宅生活をして

ている方が対象。寝たきり状態及び認知症状態により判断し、訪問理美容サービスにかかる出張費を補助します。

⑫ **家族介護慰労金支給事業** 要介護度4・5と判定された方で、市民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間にわたって、介護保険サービスを使用しなかった場合年間1週間程度のショートステイの利用を除く、その方を介護している家族の方に年額10万円を支給します。

⑬ **成年後見制度利用支援事業** 判断能力が不十分な方(認知症高齢者など)に対して、成年後見制度の利用について支援します。

⑭ **生活支援ショートステイ事業** 介護する家族の病気等により一時的に在宅生活が困難になった高齢者で、介護保険の要介護認定を受けていない方が、特別養護老人ホーム等の空床を利用して一時的に宿泊することができます。

⑮ **在宅高齢者訪問理美容サービス事業** ⑮⑯は高齢福祉課高齢者事業係・内線1475、⑰⑱は高齢福祉課在宅支援係・内線1478

高齢者の自動車事故防止にご協力ください

高齢者の運転による自動車事故が増えています。年齢とともに視力や判断力が変化することもありますので、自動車の運転には十分注意しましょう。

自動車の運転に不安を感じている都民の方は、都内の警察署または各運転免許試験場で運転免許証を自主返納することができます。また、運転免許証を返納した方は、運転経歴証明書を申請することができます。

運転経歴証明書を提示することで、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の企業・団体などで、さまざまな特典を受けることもできます。

● **運転経歴証明書に関すること** = 警視庁運転免許本部 ☎03(6717)3137(代表) (平日の午前8時30分から午後5時15分まで) ● **サポート協議会等の特典に関すること** = 警視庁交通総務課高齢者二輪車交通安全対策係(高齢者担当) ☎03(3581)4321(警視庁代表)

介護保険で利用できる主なサービスと費用

【居宅サービス】

サービス名	サービス内容	費用(利用者はこの1割または2割を負担)				
		要支援1・要支援2		要介護1～要介護5		
訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介助を行う身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います	1回当たり		身体介護・20分未満	1,788円	
(介護予防)訪問入浴介護	移動入浴車等で居宅を訪問し、入浴の介助を行います			身体介護・30分未満	2,655円	
(介護予防)訪問看護	看護師・保健師等が居宅を訪問し、病状の観察や療養上の看護を行います			生活援助・45分未満	1,983円	
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、機能回復訓練を行います			通院等乗降介助	1,051円	
(介護予防)訪問看護	看護師・保健師等が居宅を訪問し、病状の観察や療養上の看護を行います	2人体制で実施	9,040円	3人体制で実施	13,376円	
(介護予防)訪問看護	看護師・保健師等が居宅を訪問し、病状の観察や療養上の看護を行います	いずれも1回当たり				
(介護予防)訪問看護	看護師・保健師等が居宅を訪問し、病状の観察や療養上の看護を行います	1回当たり	病院または診療所から(30分以上1時間未満)	6,146円		
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、機能回復訓練を行います	1回当たり		訪問看護ステーションから(30分以上1時間未満)	8,823円	
(介護予防)居宅療養管理指導	医師や歯科医師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います	管理や指導等を行う者の資格などにより異なる 2,920円～6,530円(1回当たり)				
通所介護	介護施設等に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます	1回当たり		(要介護1)	6,028円～	
(介護予防)通所リハビリテーション	介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士による機能回復訓練などが受けられます	1月当たり	要支援1	19,315円	1回当たり(要介護1)	7,739円～
(介護予防)短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の介護や機能回復訓練などが受けられます	1日当たり	要支援2	39,708円	1回当たり(要介護5)	14,081円
(介護予防)短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の介護や機能回復訓練などが受けられます	1日当たり	要支援1	4,985円	1日当たり(要介護1)	6,808円～
(介護予防)短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の介護や機能回復訓練などが受けられます	1日当たり	要支援2	6,123円	1日当たり(要介護5)	9,623円
(介護予防)短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護や機能回復訓練、医療などが受けられます	1日当たり	要支援1	6,408円	1日当たり(要介護1)	8,674円～
(介護予防)短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護や機能回復訓練、医療などが受けられます	1日当たり	要支援2	8,031円	1日当たり(要介護5)	10,919円
(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の入居者に対して、介護や日常生活上の世話、レクリエーションなどを行います	1日当たり	要支援1	1,886円	1日当たり(要介護1)	5,617円～
(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の入居者に対して、介護や日常生活上の世話、レクリエーションなどを行います	1日当たり	要支援2	3,246円	1日当たり(要介護5)	8,410円
(介護予防)福祉用具貸与	〈要支援1・2、要介護1〉 ①手すり②スロープ③歩行器④歩行補助つえ 〈要介護2～5〉上記①～④のほか、○車いす(付属品含む)○特殊寝台(付属品含む)○床ずれ防止用具○体位変換器○認知症老人徘徊感知機器○移動用リフト○自動排泄処理装置(要介護4,5のみ)	費用は、貸与物品により異なります				
福祉用具購入費支給	右記の用具を購入した場合、購入費の9割または8割を支給します	○腰掛便座○特殊尿器○入浴補助用具○簡易浴槽○移動用リフトのつり具の部分 年間(4月～翌年3月)で支給対象限度額は10万円				
住宅改修費支給	住宅改修に要した費用の9割または8割を支給します (※工事の前に申請が必要)	居室での手すりの取り付けや段差の解消など 1住宅につき支給対象限度額は20万円				

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、平成28年4月から介護予防・生活支援サービスに移行しています。

【地域密着型サービス】

サービス名	サービス内容	費用(利用者はこの1割または2割を負担)				
		要支援1・要支援2		要介護1～要介護5		
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の要介護(支援)者が介護施設等に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます	1回当たり	要支援1	7,174円	1回当たり(要介護1)	8,293円～
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の要介護(支援)者が介護施設等に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます	1回当たり	要支援2	8,005円	1回当たり(要介護5)	11,821円
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護(支援)者が、日常生活の支援を受けながら共同生活をします	1日当たり	要支援1の方は利用できません	7,997円	1日当たり(要介護1)	7,999円～
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護(支援)者が、日常生活の支援を受けながら共同生活をします	1日当たり	要支援2	7,957円	1日当たり(要介護5)	8,980円
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	利用登録したサービス事業所の「小規模多機能ホーム」で「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」などを組み合わせて利用できるサービスです	1月当たり	要支援1	36,275円	1月当たり(要介護1)	110,011円～
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	利用登録したサービス事業所の「小規模多機能ホーム」で「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」などを組み合わせて利用できるサービスです	1月当たり	要支援2	73,308円	1月当たり(要介護5)	286,210円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、①定期巡回訪問介護・看護 ②随時訪問介護看護 ③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです	要支援1と要支援2の方は利用できません		1月当たり	(要介護1)	89,484円～
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、①定期巡回訪問介護・看護 ②随時訪問介護看護 ③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです	要支援1と要支援2の方は利用できません		1月当たり	(要介護5)	318,685円
夜間対応型訪問介護	夜間において①定期巡回の訪問介護、②随時の訪問介護、③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです	基本夜間対応型訪問介護費		1月につき	10,634円	
夜間対応型訪問介護	夜間において①定期巡回の訪問介護、②随時の訪問介護、③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです	定期巡回サービス費		1回につき	3,989円	
夜間対応型訪問介護	夜間において①定期巡回の訪問介護、②随時の訪問介護、③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです	随時訪問サービス費		1回につき	6,070円	
地域密着型通所介護	1日の定員が18人以下の通所介護事業所で提供される通所介護サービスです	要支援1と要支援2の方は利用できません		(要介護1)	6,756円	
地域密着型通所介護	1日の定員が18人以下の通所介護事業所で提供される通所介護サービスです	要支援1と要支援2の方は利用できません		(要介護5)	11,667円	

【介護予防・生活支援サービス】

注) 利用できるのは要支援1・2と総合事業対象者の方のみで、要介護1～5の方は利用できません。

サービス名	サービス内容	費用(利用者はこの1割または2割を負担)
訪問型サービス(ホームヘルプサービス)	①従前の介護事業所による家事援助や身体介助②生活支援サポーター等による家事援助③地域に住んでいる方等による家事援助	1回当たり ①2,800円 ②2,500円 ③団体が決めた料金
通所型サービス(デイサービス)	①従前の介護事業所によるデイサービス②生活支援サポーター等によるデイサービス③地域に住んでいる方等によるデイサービス④運動機能向上を目的とした短期間(3か月間)の支援プログラム	1回当たり ①3,800円 ②3,400円 ③団体が決めた料金 ④2,500円(1割負担のみ)

【施設サービス】

注) 要支援1と要支援2の方は利用できません。

サービス名	サービス内容	費用(利用者はこの1割または2割を負担)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりなど、常時介護が必要な要介護者が入所し、日常生活上の世話や介護等を受けます	1日当たり (要介護1) 6,260円～ (要介護5) 9,074円
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者が、居宅に復帰するための日常生活上の世話や介護等を受けます	1日当たり (要介護1) 8,094円～ (要介護5) 10,339円
介護療養型医療施設	長期療養が必要な要介護者が入所し、日常生活上の世話や介護等を受けます	1日当たり (要介護1) 7,852円～ (要介護5) 13,185円

※ここに記載されている費用(単位数×立川市の適用率で算出)は、それぞれ代表的な内容でサービスを利用した場合の一例であり、サービスの内容により費用は変わります。また、日常生活に必要な費用などは含まれておりません。

問合せ 立川市 介護保険課・高齢福祉課 ●認定について(内線1452) ●介護保険料について(内線1446) ●サービスの費用について(内線1441)
☎042(523)2111(代表) ●苦情について(内線1440) ●介護予防・生活支援サービスについて(内線1472・1471)